

農業農村整備に必要な予算確保に関する意見書

国は、本年3月末、「食」と「地域」の早急な再生を目指した新たな食料・農業・農村基本計画を閣議決定し、その中で、我が国の農業生産力を支える重要な役割を果たしている農業生産基盤は、必要な整備等を今後とも推進することとしている。

しかしながら、国の平成22年度予算において、農業農村整備予算は、対前年度比63.1%減と大幅に削減された結果、本県では老朽化した排水機場の更新整備などを含む新規3地区の事業採択の見送りや継続地区の事業完了遅延など大きな影響が出ている。

施設の老朽化が進む低平地域では、関係農家からは、「老朽化した排水ポンプが止まったら、作物は全部ダメになる」、「工期が遅れれば、新たな栽培品目の導入が進まない」とか、「完成後の営農に夢を抱いていたが、打ち砕かれた」等の不安や落胆の声が挙がっている。

また、整備が遅れている中山間地域等では、農家が高齢化していることや、合意形成に長年取り組み、やっと申請にこぎ着けた地区もあり、「もうこれ以上、待てない」との怒りにも近い声も挙がっている。

このように、予算削減により整備が先送りとなれば、地域の農業振興、集落機能の維持や地域資源の保全への悪影響だけでなく、そのつけを次世代に回すことになり、将来の食料の安定供給や財政負担への不安を増幅させるものである。

よって、国におかれては、食料・農業・農村基本計画における農業農村整備に関する施策を具体的に推進するため、予算編成にあたり下記事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

- 1 農業農村整備事業及び農山漁村地域整備交付金については、農業生産の基礎的整備に必要な施策であり、十分な予算を確保すること。
- 2 特に、排水対策を行うかんがい排水事業については、今後増加する老朽化した排水機場等を適切に更新・整備できなければ、農家や地域住民は甚大な被害を覚悟せざるを得ない切迫した状況にあるため、地方が要望する予算規模に拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年6月21日

熊本県議会 議長 小杉 直

衆議院議長 横路孝弘様
参議院議長 江田五月様
内閣総理大臣 菅直人様
財務大臣 野田佳彦様
農林水産大臣 山田正彦様